

松茂町いじめ防止基本方針

平成26年10月
松茂町・松茂町教育委員会

目 次

はじめに

I	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義	2
3	いじめの理解	3
4	いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 学校・家庭・地域の連携	
	(5) 関係機関との連携	
II	いじめ防止等のための対策の内容	
1	いじめ防止等のために町が実施する施策	6
	(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置	
	(2) 町におけるいじめ防止等の施策	
2	いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	8
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置	
	(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
3	重大事態への対処	10
	(1) 教育委員会または学校による調査	
	(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	
III	その他留意事項	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、単に子どもたちの問題として捉えるだけではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった大人社会の問題も含めて捉えなくてはならない。子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人を笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、違いや個性を認められないといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめの問題の解決をめざすためには、子どもとともに大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。そして、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であると捉えることが大切である。

こうした認識のもと、国において、いじめの問題への取組を一層進めるため、平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

本町においても、いじめは人権に関わる重大な課題であり、子どもの生命に関わる深刻な問題であると捉え、学校・保護者・地域・教育委員会・関係機関等が連携しながら取組を進めてきた。その結果、いじめに対する理解や認識は深まり、問題への対応力も高まっている。しかし、一方では、いじめの問題は複雑かつ多様化する傾向にあり、早期発見・早期対応や組織的取組がますます重要となってきている。

松茂町いじめ防止基本方針は、このような本町の取組の成果と課題を踏まえ、教育委員会・小中学校・家庭・地域住民その他の関係機関等との連携のもと、いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、町民とともに、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、松茂町（以下「町」という。）・松茂町教育委員会（以下「教育委員会」という。）・松茂町立学校（以下「学校」という。）・家庭・地域住民その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

いじめの問題は社会総がかりで取り組むべき問題であり、町・教育委員会・学校・保護者・町民・子どもとして、それぞれの立場で考え、行動する必要がある。

（１）町・教育委員会として

- いじめ防止等に関する基本的な方針を定め、いじめの防止・早期発見・早期解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- いじめ防止等に関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関等との連携強化、その他必要な体制の整備に努める。
- 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは迅速かつ適切に、いじめに対する必要な措置を講じる。
- いじめは重大な人権侵害であるとの観点から、いじめに対する認識を、学校の教職員や児童生徒、保護者、地域住民等に周知する。
- 子どもが安心して豊かに生活できるよう、人権の尊重された温かい雰囲気学校・家庭・地域住民・関係機関等とともに築いていくための啓発を行う。

（２）学校として

- 人権が尊重され、安心して豊かに生活できる学校づくりを、あらゆる教育活動を通じてめざす。
- いじめのない子ども社会を、児童生徒が主体的に形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じたいじめ防止の取組を指導・支援する。

- いじめは、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの防止・早期発見・早期解決ができるよう、保護者・地域住民・関係機関等と連携して、様々な場面での見守りが行われるよう努める。
- いじめは絶対に許さないことや、いじめられている子どもを守り抜くことを児童生徒に日頃から伝えていくとともに、いじめの把握に努め、その防止や対処に当たっては組織的に取り組む。
- 児童生徒に対して定期的なアンケート調査や、個別の面談を実施するなどして、児童生徒一人ひとりに寄り添った関わりをしていくよう努める。

(3) 保護者・町民として

- どの子どもも、いじめの被害者にも加害者にもなりうることを意識し、日頃からいじめについて悩みなどがある場合は、周りの大人に相談するように働きかける。また、子どもの相談を受けやすい環境づくりのため、子どもの心情に寄り添った関わりを大切にする。
- いじめを防止するために学校や地域の人々などと日常的な情報交換に努めるとともに、互いに補完しあいながら協働していじめの防止等に取り組む。
- いじめを発見、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校または相談機関に通報または相談する。
- 家庭・社会生活における子どもの基本的な生活習慣や規範意識の定着に関し、地域で子どもを育てていくという観点を持ち、日頃から子どもを温かく見守りながらその成長を促す。

(4) 子どもとして

- 自分自身も他の人もかけがえのない大切な存在であることを認識し、夢や希望のある将来を築いていくために、何事にも意欲を持って取り組んでいこうとする態度を身に付ける。
- 自分がいじめられていると感じたときには、すぐに周りの友だちや親、教員、相談機関などに相談をし、一人でがまんしたり、悩んだりしないようにする。
- 周りにいじめがあると思われるときは、当事者に声がけをすることや、親や教員などに相談するように心掛ける。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で

あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をさす。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成 25 年 7 月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2010 - 2012」）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験・加害経験を全く持たなかった児童生徒は、それぞれ 1 割程度しかおらず、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、いじめは決して許されない重大な人権に関わる問題であることの理解を促し、町がこれまで取り組んできた人権教育を基盤としながら、児童生徒の人権感覚を高め、豊かな情操や道徳心を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の

通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、家庭・地域においては、子どもを心豊かに育てるために、温かい関わりによって、感性を豊かにし、人間関係を築く力を育成することが大切である。

さらに、成長過程にある児童生徒たちが直面するストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について、町民全体に認識を広め、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、児童生徒の発達段階を適切に踏まえ、それに応じた適切な方策を実施していく必要がある。まずは、児童生徒と教職員の信頼関係を築き、些細なことでも相談できる環境を整えることが肝要である。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめの問題の重大性の共通認識のもと、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、いじめを受けた児童生徒や保護者の心情を十分に考慮し、相手の立場に立った対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことなど、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 学校・家庭・地域の連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域が連携し、いじめの問題についての対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする

ため、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、まずは、学校が保護者と連携を密にし、児童生徒の指導に当たっていくことが大切である。

学校や教育委員会が、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導をしているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察・青少年育成センター・児童相談所・医療機関・地方法務局等といった関係機関との適切な連携が必要であり、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者との窓口確認や連絡会議の開催など、情報を共有する体制を構築しておくことが必要である。

II いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめ防止等のために町が実施する施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置

徳島県が設置する「徳島県いじめ問題等対策連絡協議会（仮称）」は、市町村の教育委員会も構成メンバーであり、松茂町教育委員会も参加する。この協議会で県と連携し、一体となった対策や措置を検討し、実施に当たるものとする。

その上で、町としては、次のような組織体制で対応に当たる。

① 「松茂町いじめ問題等対策連絡協議会」

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、「松茂町いじめ問題等対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を開催することができる。

本協議会は学校関係者、教育委員会、町民福祉課等の町関係機関、徳島県教育委員会、板野東部育成センター、徳島県中央こども女性相談センターなどの関係機関、団体の委員で構成する。

② 教育委員会内の「いじめ問題等対策班」

いじめ問題対策の中核として、教育委員会内に「いじめ問題等対策班」を設置する。

本班では、いじめ防止のための広報啓発、学校・幼稚園に対する指導助言・研修の実施、いじめ事案が発生した場合の調査協力や指導及び主体となつての調査、情報分析、関係機関との連絡調整、町民からの教育相談の実施等についての方針を定め、より迅速にいじめの問題に対応していくための次の諸活動を行う。

ア) 学校からの報告、相談に対する対応に関すること。

イ) 学校の取組への支援と取組状況の点検に関すること。

ウ) 実践的な校内研修の実施に関すること。

エ) 関係機関との連携に関すること。

- オ) いじめの実態調査等に関すること。
- カ) 家庭教育に対する支援に関すること。
- キ) 教員研修の支援に関すること。
- ク) 広報、啓発に関すること。
- ケ) 相談体制の充実に関すること。
- コ) その他、いじめ防止・解消にかかわる施策に関すること。
- サ) いじめ問題のみならず、児童生徒に関わる緊急を要する内容に関すること。

本班は、教育委員・教育長・教育次長・学校教育課長・社会教育課長で構成する。ただし教育長が必要と認める場合は、学校地域教育推進協議会の構成員を加えることができる。

(2) 町におけるいじめ防止等の施策

① いじめ防止に関する施策

- ア) 「松茂町教育振興基本計画」に基づき、児童生徒の人権感覚を高めるための人権教育や道徳心を養うための道徳教育、人間関係づくりの取組、社会性を高めるための体験活動、生徒指導の充実など、自分自身やお互いを大切にする教育を推進するため、学校の取組を支援する。また、児童生徒の健康に対する意識を高め、基本的生活習慣の定着が図られるよう、学校・家庭での取組への支援に努める。
- イ) 児童生徒や保護者のいじめに対する正しい認識の醸成を進めるために、「みんなが学ぼう人権問題」や「青少年健全育成啓発リーフレット」などを作成してきた。今後も、これらの資料・教材の活用を進めるとともに、町の課題に応じた資料・教材の作成・活用に努める。
- ウ) 特別な支援を要する児童生徒がいじめの被害を受けることのないよう、教職員が障がいへの理解を深めるとともに、児童生徒に対しては、ともに育ち合う仲間としての意識を早い段階から育てていくことができるよう取組を進める。
- エ) 児童生徒がいじめの問題を主体的に考え、いじめのない学校づくりのために自ら行動できるよう児童会活動や生徒会活動の活性化に向けた支援に努める。
- オ) 家庭・地域がいじめの問題に関心をもち、児童生徒の健全育成を学校・家庭・地域が一体となって進めることができるよう、町広報へいじめに係る記事の掲載やリーフレット等により、啓発に努める。
- カ) 携帯電話やスマートフォン、インターネットによるいじめが発生した場合は、取り返しのつかない事態に発展することも考えられるので、問題の重大性について児童生徒や保護者への啓発に努める。また、問題が発生した場合は、教育委員会、関係機関と連携し、迅速な対応に努めるよう学校への周知に努める。

② いじめの早期発見に関する施策

- ア) 児童生徒が安心して些細なことでも相談できるよう、スクールカウンセラーや心の教室相談員、子どもと親の相談員などの相談体制の整備を図るとともに、いじめ電話相談カード等により児童生徒への相談機関の周知を図る。

- イ) 児童生徒への定期的ないじめに関するアンケート調査や面談、Q Uテスト等から把握される児童生徒の状態や人間関係の変化に着目していくことが重要である。こうした手法が計画的・効果的に実施されるよう学校への支援を行う。
- ウ) いじめが大人からは見えにくく、いじめられている本人からは、訴えづらいという実態を家庭や地域が認識し、いじめを発見、または、いじめの疑いがあると思われたときには、速やかに学校または相談機関に通報・相談できるよう、啓発及び関係機関の周知に努める。
- エ) 児童生徒の発達段階に応じたいじめ発見の効果的な手法の研究を進め、学校・家庭・地域への周知に努める。

③ いじめへの対処に関する施策

- ア) 教育委員会として、いじめへの対処等に係る基本的な考え方を示し、各学校による適切な対応が進むよう支援を行う。
- イ) いじめの問題に迅速に対処するためには、学校の教職員個人の力量のみに頼るのではなく、学校が組織として取り組む必要がある。そのため、生徒指導における学校の組織的な対応の在り方を見直すとともに、組織的な対応を進めるための校内研修への支援や生徒指導関係事業等の実施による支援を進める。
- ウ) いじめの問題が発生した場合は、教育委員会は学校からの報告に基づき、必要な指導・助言を行い、状況に応じて専門家等の派遣や、関係機関と連携した迅速な対応を行えるよう学校への支援を行う。
- エ) いじめの問題の解決が学校の取組だけでは難しい場合は、県教育委員会の附属機関に諮問するなど専門的な見地からの助言を行う。
- オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、早期の段階で警察との連携を行い、事態の重大化を未然に防ぐ必要がある。そうした観点から、教育委員会は学校が児童生徒の安全の確保と適切な指導が行えるよう指導・助言に努める。

④ 教職員・関係行政職員の資質能力の向上

- ア) 教職員自身の言動により、児童生徒の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権感覚を高めるための研修を行う。
- イ) 日頃から教職員間で様々な情報や悩みを共有し合い、いじめの問題に対しても組織的な対応が可能となるよう、管理職に対する学校運営のための研修を行う。
- ウ) いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、教職員・関係行政職員の、いじめに対する認識や、児童生徒の些細な変化に気付く感性を高めるための研修を行う。

⑤ 学校・家庭・地域・関係機関等の連携に関する施策

- ア) 学校と保護者との連携を図り、いじめの問題についての研修会の実施など、いじめについての正しい認識が培われるような取組を進める。
- イ) 地域の関係団体（町青少年健全育成会議、校区交通安全会議等）や自治会、民

生委員・児童委員等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなどして、地域でのいじめについての共通理解と児童生徒を見守る体制づくりを進める。

ウ) 町子育てセンター等、子どもの福祉や健康に関わる部署と教育委員会との連携により、様々な面から子ども・家庭を支援する。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、「松茂町いじめ防止基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を定める。

学校基本方針に以下の6項目を盛り込み、具体的な取組として年間計画に位置付けるものとする。

- いじめ防止のための取組
- 早期発見・早期対応のあり方
- 教育相談体制・生徒指導体制の確立
- 教員の資質向上に資する校内研修の充実
- チェックリストの作成・実施
- 基本方針のチェックと見直し（PDCAサイクル）

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方の参画を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりすることにより、地域を巻き込んだ学校基本方針のもとで、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組むことができるよう留意する。

策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

② いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方法の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

などである。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、道徳心を養うための道徳教育や、一人ひとりを大切にする人権教育を進める。人権教育においては、様々な人権課題への認識を深める学習とともに、人々の生き方や願いにふれ、自分や他者の大切さに気付き、互いの個性を認め合えるような学びの場を通して、他の人の喜びや痛みへの想像力を育て、一人ひとりをいじめに向かわせないための素地作りを図る。

未然防止の基本は授業づくりや集団づくりにあり、「学級経営ハンドブック」等を活用して、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級風土の実現を図る。

また、社会体験や生活体験を通して、児童生徒が人と関わることの喜びや大切さに気付くことができるような活動を充実させる。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるために、「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」や、「学校生活アンケート」等の活用と実践を推進する。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から「いじめ対応リーフレット」等の啓発資料を活用して、保護者とともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを広く高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、「いじめ電話相談カード」配布等により、発達段階に応じて児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、校内における組織を中核として速やかに対応する。

いじめられた児童生徒を守り通すことを第一義として、児童生徒や保護者の心情を十分に考慮したうえで、児童生徒の立場に立った継続的なケアを行う。

一方、いじめを行った児童生徒に対しては、事情や心情を聴取したうえで、当該

児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、再発防止に向けて、児童生徒の状態に応じ、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった適切かつ継続的な指導及び支援を行う。

これらの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめをうける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目

安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席をしているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告する。

ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は必要な指導や、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒または保護者が望む場合には、町長のもとに再調査機関を設置し、調査を実施することも想定される。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、並行して行われる調査主体と連携し、適切な役割分担を図る。

エ) 調査を行うための組織について

学校または教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに組織を設ける。

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態発生の都度設ける方法もあるが、それでは迅速性に欠けるおそれがある。そのため、学校に必置の「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加える方法が考えられる。

また、教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会に設置する附属機関を、調査を行うための組織とする。この組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三

者) について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めなければならない。

オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。加えて、周囲の児童生徒の心理的動揺や不安感等に対し、必要な心理的ケア等の配慮をしなければならない。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ) 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

上記②一イ)の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。

再調査機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めなければならない。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等が考えられる。町長部局においても、必要な教育予算の

確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

Ⅲ その他留意事項

- 1 町及び教育委員会は、本基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、「松茂町いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 教育委員会は、学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。
- 3 教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- 4 教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、必要な指導・助言を行う。